

教職課程の運営に係る組織の状況

(全学的組織)

組織名称：	教務主任会議
目的：	教務上全学的に連絡調整を必要とする事項について協議し、教務を円滑に執行することを目的とする。 ①学則、学事に関する事項 ②履修に関する事項 ③授業運営に関する事項 ④試験に関する事項 ⑤教育環境改善に関する事項 ⑥その他、教職課程及び教員養成課程の教務上の連絡、調整に関する事項
責任者：	教務部長
構成員：	①教務部長 ②教務主任 ③保健体育主任 ④教職課程主任 ⑤教員養成課程主任 ⑥高等教育研究・開発センター長
運営方法：	①教務部長がこれを招集し、議長となる。 ②原則として構成員全員の出席によって議事を行う。 ③議長が必要と認めた場合には構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。 ④議長の指示により教務課長及び教務課員は、会議に出席し、協議に必要な報告を行い、また、意見を述べることができる。

(幼稚園教諭、小学校教諭)

組織名称：	教育学部教務委員会
目的：	教職課程の円滑な運営を図る為、教務委員会において下記を審議事項とする。 ①開講科目の編成、立案及び担当者に関する事項 ②非常勤講師の人事に関する事項 ③履修指導に関する事項 ④教育実習の指導及び運営に関する事項 ⑤科目等履修生に関する事項 ⑥その他、教職課程に関する事項
責任者：	教育学部長
構成員：	①学部長 1名 ②学科長 1名 ③教務主任 1名 ④教員養成課程主任 1名 ⑤学部教授会構成員のうちから若干名
運営方法：	委員長により毎月召集され、教務委員会における教職課程関連の審議事項について、小学校教育委員会、幼児教育委員会、実習委員会において先議し、その後、教務委員会にて審議する。審議された事項については、必要に応じて教育学部教授会、および学長、教務主任会議に報告し、承認を得る。

組織名称：	小学校教育委員会
目的：	小学校教諭養成課程の円滑な運営を図る為、小学校教育委員会において下記を審議事項とする。 ①開講科目の編成、立案及び担当者に関する事項 ②非常勤講師の人事に関する事項 ③履修指導に関する事項 ④教育実習の指導及び運営に関する事項 ⑤科目等履修生に関する事項 ⑥その他、小学校教諭養成課程に関する事項
責任者：	小学校教育委員会委員長
構成員：	①教員養成課程主任 1名 ②教育学部の小学校教諭養成に関わる専任教員 3～5名
運営方法：	委員長により毎月召集され、小学校教諭養成課程に関する事項に関して審議し、その後、教務委員会および実習委員会で審議ないし報告する。

組織名称：	幼児教育委員会
目的：	幼稚園教諭養成課程の円滑な運営を図る為、幼児教育委員会において下記を審議事項とする。 ①開講科目の編成、立案及び担当者に関する事項 ②非常勤講師の人事に関する事項 ③履修指導に関する事項 ④教育実習の指導及び運営に関する事項 ⑤科目等履修生に関する事項 ⑥その他、幼稚園教諭養成課程に関する事項
責任者：	幼児教育委員会委員長
構成員：	①教員養成課程主任 1名 ②教育学部の幼稚園教諭養成等に関わる専任教員 4～7名
運営方法	委員長により毎月召集され、幼稚園教諭養成課程に関する事項に関して審議し、その後、教務委員会および実習委員会で審議ないし報告する。

組織名称：	実習委員会
目的：	教職課程における教育実習の円滑な運営を図る為、実習委員会において下記を審議事項とする。 ①教育実習の指導及び運営に関する事項 ②その他、教育実習に関する事項
責任者：	教員養成課程主任
構成員：	①教員養成課程主任 1名 ②小学校教育委員会委員長 1名 ③幼児教育委員会委員長 1名 ④心理・福祉委員会委員長 1名 ⑤教務主任 1名
運営方法	委員長により毎月召集され、実習の指導及び運営に関する事項に関して審議し、その後、教務委員会で審議ないし報告する。

(中学校教諭、高等学校教諭、栄養教諭)

組織名称：	教職課程委員会（中学校・高等学校教諭、栄養教諭）
目的：	<p>教職課程の円滑な運営を図る為、教職課程委員会を設置し、下記を審議事項とする。</p> <p>①開講科目(カリキュラム)の編成、立案及び担当者に関する事項</p> <p>②非常勤講師の人事に関する事項</p> <p>③履修指導に関する事項</p> <p>④教育実習の指導及び運営に関する事項</p> <p>⑤科目等履修生に関する事項</p> <p>⑥その他、教職課程に関する事項</p>
責任者：	教職課程委員会委員長(教務部長)
構成員：	<p>①教務部長 1名</p> <p>②教職課程主任 1名、教職担当専任教員 5名</p> <p>③国際文化学部及び社会学部、経済学部、法学部、理工学部及び建築・環境学部、栄養学部から選出された専任教員各2名</p> <p>合計 17名</p>
運営方法：	<p>①委員長により毎月召集され、教職課程委員会の審議事項について、審議する。</p> <p>②審議された事項については、必要に応じて学長及び教務主任会議に報告する。</p> <p>③教育委員会及び教育実習校、学校支援ボランティア、教職に携わる本学卒業生(教職員OB会)等との連携に関わる事項について協議する。</p>

組織名称：	教職担当専任教員会議（中学校・高等学校教諭、栄養教諭）
目的：	<p>教職課程の円滑な運営を図る為、教職課程委員会の先議機関として設置する。</p> <p>①開講科目(カリキュラム)の編成、立案及び担当者に関する事項</p> <p>②非常勤講師の人事に関する事項</p> <p>③履修指導に関する事項</p> <p>④教育実習の指導及び運営に関する事項</p> <p>⑤科目等履修生に関する事項</p> <p>⑥その他、教職課程に関する事項</p>
責任者：	教職課程主任
構成員：	<p>①教職課程主任 1名</p> <p>②教職担当専任教員(教職課程主任を除く) 5名</p> <p>③栄養教諭担当専任教員 2名 合計 8名</p>
運営方法：	<p>①主任により毎月召集され、教職課程委員会の審議事項を先議するとともに、教職課程履修学生の支援教育に関する事項を協議する。</p> <p>②教育委員会及び教育実習校、学校支援ボランティア連携先等との連絡調整を行う。</p> <p>③教職課程のFDに関する事項を協議する。</p>